

特集 NPO 法人にも影響 !! 改正電子帳簿保存法、今年 1 月施行

様々な帳簿を紙ではなくパソコンなど電磁的媒体で保存することを認める「電子帳簿保存法」が今年 1 月から改正施行されました。実は NPO 法人等の経理処理に影響が及ぶ可能性があります。その内容をご紹介します。

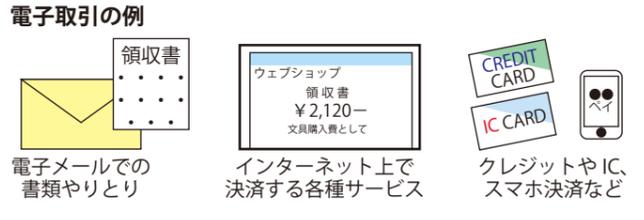
影響を受けるのは「電子取引」

今回の法改正は、経理実務の電子化を推進することに主眼が置かれています。電子化と業務効率化の進展が期待できる一方、電子取引の帳簿保存ルールが大きく見直され、これが NPO 法人に影響を及ぼす可能性があります。

ここでいう「電子取引」とは以下のようなものです。

- (1) 注文書、契約書、領収書、見積書などを電子メールもしくはメールの添付ファイルでやりとりする取引
- (2) ネット通販、乗車券や航空券・宿泊券のネット決済など、インターネットを通じた取引
- (3) スマートフォンアプリなどで決済する取引…など。

最近ではネット通販を活用している団体も多いのではないのでしょうか。またペーパーレスや通信費削減の観点から、電話などの各種公共料金の請求・領収データもインターネット上で取得するケースも増えていきますね。これらも電子取引にあたります。



なお、今回の改正の影響を受けるのは法人税を申告している団体です。

法人税は申告しておらず消費税のみ申告している団体は今回の改正法の影響は受けません。

また法人税も消費税も申告する義務がない団体はこの法律はそもそも関係ありませんが、認定 NPO 法人は認定要件に「公認会計士の監査もしくは青色申告法人と同等の経理処理をおこなっていること」があり、後者の要件の場合はこの法律の適用を受ける可能性があります。

「電子取引」の情報は「電子データで保管」

今年 1 月以降、電子取引に関する情報が電磁的方法でやり取りされた場合、① 取引情報は紙ではなく電子データで、② 所定の改ざん防止のための措置を講じたうえで、整然と保管することが義務付けられます。

職員の方などが一時的に団体の費用を立て替える際に利用した手段が電子取引にあたる場合は、団体がその電子取引のデータを保管する必要があります。なお、スマホ決済の場合は決済画面のスクリーンショットを、ネット決済の場合は請求書や領収書の画面のスクリーン

ショットを取得し、画像として保管することも OK です。

なお、日々の経理事務や助成金・補助金事業の報告、監査の際などに、領収書などの電子データを紙にプリントアウトすることが必要なケースもありえますが、税法上はあくまで電子データでの保管が必要となりますので、注意が必要です。

電子データでの保存が義務付けられる書類の例

- 取引の内容を記載した電子メールや添付ファイル
- インターネット上からダウンロードした請求書や領収書等のデータ
- クレジットカードの利用明細や交通系 IC カードの支払い記録、スマホアプリの決済履歴などを記録した電子データ
- ペーパーレス機能を有した複合機で受領した書類

上記のような場合でも、データとは別に書面で請求書や領収書を原本として受領し、その原本を保存する場合は関係ありません。また、PDF ファイル等での取得ができない場合は、画面をスクリーンショット機能で保存したもので大丈夫ですが、1 枚の画像に必要な情報が収められている必要があります。

電子データの保管方法は 4 通り

保存している電子取引に関するデータの改ざん防止のための措置を講じることが求められます。これには以下の 4 通りあります。

- (1) タイムスタンプ (*) を付与したデータを保管する
- (2) 收受後 2 ヶ月と 7 営業日以内にタイムスタンプを付与する
- (3) データの訂正・削除の記録が残るシステムを設ける
- (4) 訂正削除の防止に関する事務処理規程を備えて運用する

ただし上記の (1) ~ (3) の導入には相応の費用がかかりますので、NPO 法人にとって現実的なのは (4) ではないかと思われます。なお、規程のサンプルや Q&A は国税庁「電子帳簿保存法」特設サイトに掲載されています。

(*) タイムスタンプ…書類が作成された日時等を第三者が証明する情報

整然とした保存が必要

電子データで保管した取引情報は、取引先、取引年月日、取引金額がわかる形で保存する必要があります。専用の管理システムも発売されていますが、導入費用がかかります。そこで、国税庁では簡易な方法として、取引情報のデータを収めるファイル名に、取引先、取引年月日、取引金額を含めて、フォルダで管理する方法（例えば、「20220101_和歌山県 NPO サポートセンター_1500.pdf」など）を提案しています。

国税庁のウェブサイト等を参考に団体ごとに保存ルールを定めてください。

新規設立 NPO 法人

◎NPO 法人和歌山県日本語教育の会（海南市）

2021 年 10 月 20 日認証 代表者 吉村 純三

私たちのふるさと和歌山で、ともに学び、働き、そして暮らす外国人の方々に、日本語を教える教室を開催・運営することを中心に、多文化共生地域社会の実現に少しでも寄与することを目的に 2021 年 11 月 1 日に設立された NPO 法人です。

電話 073-482-6291 メール waka.nihongo.2021@gmail.com

助成金 & 公募情報

生きる基盤を失った若者の生活支援事業

休眠預金等活用事業として公募されます。

【対象事業】 コロナ拡大の影響で仕事や住居、生活資金などを失った若者を事業対象者とし、彼らの生活や仕事を支える事業

【対象団体】 近畿 2 府 4 県に主たる事務所を置く団体

【助成金額】 1 団体あたり 1,000 万円～ 4,000 万円程度

【締め切り】 1 月 31 日（月）17 時

【主催】 まちとしごと総研コンソーシアム

詳しくは公益財団法人京都地域創造基金ウェブサイトをご覧ください。https://www.plus-social.jp/topics.cgi?tid=130

近畿ろうきん NPO アワード

【対象団体】 近畿 2 府 4 県に主たる事務所を置き、非営利の市民活動・ボランティア活動を行う NPO 法人、一般社団法人（非営利型）、任意団体

【対象事業】 子どもの成長を応援する事業、子育て環境を整える事業

【助成金額】 大賞 50 万円（1 団体）、優秀賞 30 万円（2 団体）、奨励賞 20 万円（5 団体）、はぐくみ賞 10 万円（4 団体・予算規模 200 万円以下団体が対象）

【締め切り】 1 月 31 日（月）必着

【主催】 近畿労働金庫

https://www.rokin.or.jp/npo/npo_award/

2022 年度 プロボノ支援希望団体募集

職業上のスキルや経験を「プロボノ」として提供し、団体の課題解決に役立ちたいという社会人のみなさんの力を活用して、団体の悩みごとの解決に取り組みませんか。1 チームにつき 5 人前後のプロボノワーカーによるチームを編成し、目標とする成果物の提供をめざします。

【支援対象】 ① サービスグラント自主プログラム…主に関西エリアを活動拠点とする NPO 法人等非営利組織、② 企業協働プログラム…「教育・次世代育成」および「貧困問題の解消」の課題解決に向けて活動を行う全国の NPO 法人等非営利組織

【締め切り】 1 月 31 日（月）

【主催】 認定 NPO 法人サービスグラント

支援内容等詳細はウェブサイトをご覧ください。

https://www.servicegrant.or.jp/news/7588/

子どもシェルター新設事業

休眠預金等活用事業として公募されます。

【対象事業】 「子どもシェルター」が特に足りていない地域で、5 つのシェルター新設を目標とします。

このコーナーでは、前号発行以降に NPO 法人の新規設立認証を受けた NPO 法人をご紹介します。

◎NPO 法人若者応援センターヨリドコ（新宮市）

2021 年 12 月 6 日認証 代表者 並河 哲次

いきづらさを抱えた若者等を対象とした支援事業を実施します。

◎NPO 法人 Root's 和歌山（和歌山市）

2021 年 12 月 9 日認証 代表者 ブラウン 恵津子

障害のあるお子さん等を対象にしたスポーツ療育やセミナーなどを通じて、障害児・者の福祉の向上を図ります。

【対象団体】 主に 10 代後半を対象とした「子どもシェルター」の立ち上げを希望する団体あるいは準備会（このほかにも諸条件あり）

【助成金額】 1 団体あたり 1,700 万円を上限（3 年間）

【締め切り】 1 月 31 日（月）

【主催】 公益財団法人パブリックリソース財団

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

https://www.public.or.jp/project/f1012

第 21 回わかやま環境賞

県内において優れた環境保全活動を行う個人又は団体を表彰します。

【表彰対象】 和歌山県内に活動の拠点があり、環境保全に関する活動を行っている個人又は団体

◆応募例・・・地球温暖化対策活動、環境教育・環境学習、まちの美化・清掃活動、環境に配慮した技術・製品開発、資源の再利用・リサイクル活動 など

【応募方法】 所定の応募用紙に記入の上、下記提出先に郵送又は持参

【提出先】 和歌山県環境生活総務課または和歌山県各振興局衛生環境課（串本支所は保健環境課）

【締め切り】 2 月 28 日（月）必着

【主催】 和歌山県環境生活総務課

詳しくは和歌山県環境生活総務課ウェブサイトをご覧ください。https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/award/d00202786.html

【各種情報はブログやメールマガジンで発信中！】

NPO・ボランティア団体のみならずからのイベント情報、ボランティア募集情報、各種助成金や公募に関する情報等は、和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」内の情報ブログ（随時更新）と、ブログに新たに掲載された情報を毎月 2 回コンパクトにお届けするメールマガジン「NPO☆つれもて☆メール」で発信しています。

みなさまからの情報もお待ちしています！



▶ 情報ブログはこちらから。
https://blog.canpan.info/wnc/

▶ メールマガジン配信登録は以下のいずれかの方法で受け付けています。

① 右の QR コードを読み込み、登録フォームにお名前、配信希望アドレスを入力

② メール本文にお名前と配信希望アドレスを記入の上、info@wakayama-npo.jp へメールを送信

